

農地維持支払交付金

- ・ 加算単価の追加
小規模集落加算

資源向上支払交付金（共同活動）

- ・ 加算単価の追加
 - a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援
 - b 農村協働力の深化に向けた活動への支援
 - c 組織の広域化

- ・ 交付金の算定の対象とする農用地

生産緑地や農振農用地と一体的な農振白地等も対象
（農地維持支払交付金はこれまでも対象。）

資源向上支払交付金（長寿命化）

- ・ 基本的考え方

農地に係る施設・活動は水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で実施。



水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行う事を優先とするが、農地の生産機能を維持するためにやむを得ず必要という合意のもと、その優先順位を変えて実施できる。

- ・ 要件設定（1工事200万に係るもの）

基本は200万以内、しかし

- ① ポンプ、ゲートは市町村が確認の上妥当と判断した場合
- ② 事業化が難しい場合は京都府と市町村が協議して致し方ない場合
- ③ 変更で200万を超える場合（しかし元契約の3割以内）
はこの限りではない

- ・ 交付金の算定の対象とする農用地

生産緑地や農振農用地と一体的な農振白地等も対象
（農地維持支払交付金はこれまでも対象。）

- ・ その他（地域の状況に応じて追加する対象活動）

補修：水路の浚渫（頭首工含む）を追加

（水路の嵩上げで実施していたが、はっきり明記することにしたもの）

「多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）」新旧対照表

旧	新												
<p>(様式第3-1号)</p> <p style="text-align: right;">京都府</p> <p style="text-align: center;">多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)</p> <p>1 <省略></p> <p>2 農地維持支払交付金に関する事項</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 交付単価</p> <p>① <省略></p> <p>② <省略></p> <p>③ 【新設】</p>	<p>(様式第3-1号)</p> <p style="text-align: right;">京都府</p> <p style="text-align: center;">多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)</p> <p>1 <省略></p> <p>2 農地維持支払交付金に関する事項</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 交付単価</p> <p>① <省略></p> <p>② <省略></p> <p>③ <u>農地維持支払交付金の加算単価</u></p> <p style="text-align: center;"><u>多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第6で定める小規模集落加算単価については、下表によるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1223 1193 2141 1476"><thead><tr><th data-bbox="1223 1193 1532 1385"><u>適用</u></th><th data-bbox="1532 1193 1621 1385"><u>地目</u></th><th data-bbox="1621 1193 1827 1385"><u>小規模集落加算の10アール当たりの交付単価</u></th><th data-bbox="1827 1193 2141 1385"><u>左記のうち国の助成</u></th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1223 1385 1532 1437"><u>基本単価</u></td><td data-bbox="1532 1385 1621 1437">田</td><td data-bbox="1621 1385 1827 1437">1,000円</td><td data-bbox="1827 1385 2141 1437">500円</td></tr><tr><td data-bbox="1223 1437 1532 1476"></td><td data-bbox="1532 1437 1621 1476">畑</td><td data-bbox="1621 1437 1827 1476">600円</td><td data-bbox="1827 1437 2141 1476">300円</td></tr></tbody></table>	<u>適用</u>	<u>地目</u>	<u>小規模集落加算の10アール当たりの交付単価</u>	<u>左記のうち国の助成</u>	<u>基本単価</u>	田	1,000円	500円		畑	600円	300円
<u>適用</u>	<u>地目</u>	<u>小規模集落加算の10アール当たりの交付単価</u>	<u>左記のうち国の助成</u>										
<u>基本単価</u>	田	1,000円	500円										
	畑	600円	300円										

(3) <省略>

(4) <省略>

3 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) <省略>

(2) 交付単価

① <省略>

② <省略>

③ **【新設】**

	草地	80円	40円
--	----	-----	-----

* 1小規模集落あたりの交付額は、20万円(うち国の助成10万円) / 年を上限とし、1対象組織あたりの交付額は、40万円(うち国の助成20万円) / 年を上限とする。

(3) <省略>

(4) <省略>

3 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) <省略>

(2) 交付単価

① <省略>

② <省略>

③ 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の加算単価

a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

<u>適用</u>	<u>地目</u>	<u>多面的機能の更なる増進に向けた活動加算の10アール当たりの交付単価</u>	<u>左記のうち国の助成</u>
<u>基本単価</u>	<u>田</u>	<u>400円</u>	<u>200円</u>
	<u>畑</u>	<u>240円</u>	<u>120円</u>
	<u>草地</u>	<u>40円</u>	<u>20円</u>
<u>継続地区の交付単価</u>	<u>田</u>	<u>300円</u>	<u>150円</u>

	畑	180 円	90 円
	草地	30 円	15 円

*「多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」の取り扱いは、多面的機能支払交付金実施要綱（別紙2）第6の2の（1）のウのaのとおりとする。

b 農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用	地目	農村協働力の深化に向けた活動加算の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円
	草地	40 円	20 円
継続地区の交付単価	田	300 円	150 円
	畑	180 円	90 円
	草地	30 円	15 円

*「多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」の取り扱いは、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第6の2の（1）のウのbのとおりとする。

c 組織の広域化・体制強化

適用	組織の広域化・体制強化加算の1組織当たりの交付額	左記のうち国の助成
① 中山間地域等条件不利地域以外の地域 100ha 以上、200ha 未満	40,000 円	20,000 円
② 中山間地域等条件不利地域 3 集落以上又は 50ha 以上、200ha 未満		

【新設】

(3) その他必要な事項
なし

4 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

<u>200ha 以上 1,000ha 未満</u> 又は <u>特定非営利法人</u>	<u>80,000 円</u>	<u>40,000 円</u>
<u>1,000ha 以上</u>	<u>160,000 円</u>	<u>80,000 円</u>

*「組織の広域化・体制強化支援」の取り扱いは、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第6の2の(3)による他、広域協定の取り扱いは、本方針5の広域協定の規模によることとする。

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第3の2の規定に基づき多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地は以下のとおりとする。

- ① 生産緑地法に基づく生産緑地
- ② 府及び各市町村との契約、条例、法律等に基づき保全が図られている農用地又は保全を図る必要のある農用地
- ③ 農振農用地と一体的な農振白地及び市街化区域内の農用地であって、多面的機能発揮の観点から、一体的な取組が必要と認められる農地

(4) その他必要な事項
なし

4 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1－2の活動指針を基礎として、集落が管理する農地周り水路、農道、ため池を対象施設とし、施設の長寿命化を図るための補修又は更新等を対象活動とする。

なお、農地に係る施設・活動については、集落が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、対象組織において_____合意のもと、交付金の範囲の中で_____対象活動とすることができるものとする。

また、京都府ではよりきめ細かな補修・更新等に対応するため以下②の活動を追加設定する。

【新設】

多面的機能支払交付金実施要領別記1－2の活動指針を基礎として、集落が管理する農地周り水路、農道、ため池を対象施設とし、施設の長寿命化を図るための補修又は更新等を対象活動とする。

なお、農地に係る施設・活動については、集落が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行うことを優先とするが、対象組織において農地の生産機能を維持するためにやむを得ず必要という合意のもと、交付金の範囲の中でその優先順位を変えて対象活動とすることができるものとする。

また、京都府ではよりきめ細かな補修・更新等に対応するため以下③の活動を追加設定する。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

a 工事1件あたり200万円以上の活動を実施する要件

ア 内容について知事と協議を求める要件

工事1件あたり200万円以上の対象施設について、その緊急度等を踏まえ、農業農村整備事業管理計画の優先順位を見直しても、予算規模等から5年以内の事業化が困難な場合及び適用可能な事業がない場合に限り、京都府と市町村が協議の上、実施を認める。

なお、他事業の検討にあたっては、組織の「地域資源保全管理構想」等に基づき、他事業での事業実施の可能性を検討する。

工事1件とは、水路、農道の幹支線毎、施設の更新、補修等、工種の異なる工事は別工事と見なし、複数の工事1件を纏めた発注を示すものではない。また、工事がやむを得ない理由により、工事1件の変更後の工事費について、200万円以上となることが判明した時点で「長寿命化整備計画書」を市町村へ提出する。なお、当初工事費の3割以内の場合は、市町村が認定するものとし、3割を超過する場合は、京都府と市町村が実施の可否について協議を行うものとする。

イ 京都府又は推進組織が行う技術的指導の内容

京都府又は推進組織は市町村の「長寿命化整備計画書」認定にあたり、要件の合致、必要性、工法選定、工事計画等について、審査及び技術的指導を実施する。

現場条件の変更など計画変更時にも必要に応じて審査及び技術的指導を実施する。

b その他

緊急性が特に高い施設（ポンプ、ゲート）は、実施施設を市町村が確認の上、妥当と判断した場合、aの適用は受けないものとする。

継続活動組織であって、交付金の計画的な積み立てが確認出来た工事1件にあつては、令和元年度に限りaの適用は受けないものとする。

但し、この場合にあつても長寿命化整備計画書の作成・提出を必須とし、再度、他事業での事業実施の可能性についても検討するものとする。

② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	対象施設		対象活動		
			分類	項目	取組内容
項目の追加	集落が管理する施設	水路	補修	取水施設の補修	井堰等の破損、老朽箇所 の補修
			補修	水路法面等の補修	張りコンクリート等の破損箇所 の補修
			_____	_____	_____

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	対象施設		対象活動		
			分類	項目	取組内容
項目の追加	集落が管理する施設	水路	補修	取水施設の補修	井堰等の破損、老朽箇所 の補修
			補修	水路法面等の補修	張りコンクリート等の破損箇所 の補修
			補修	水路の浚渫 (頭首工含む)	水路や井堰等の土砂の浚渫 (日常管理だけでは解消が 困難な場合、機械等を用い て浚渫するなどの対策を行

			更新等	取水施設の更新	井堰等の施設全体の改修
		農道	補修	橋梁の補修	床版、高欄、舗装箇所等の補修
		ため池	補修	浚渫	貯水量確保のための浚渫
農地に係る施設	農地	農地	更新等	畦畔除去	田の畦畔の除去
			更新等	客土	田の基盤への客土
	排水施設	排水施設	補修	暗渠・明渠排水の補修	対象施設の破損・老朽箇所の補修
			更新等	暗渠・明渠排水の設置	対象施設の更新・設置
	給排水施設	給排水施設	補修	給排水施設の補修	対象施設の破損・老朽箇所の補修
			更新等	給排水施設の設置	対象施設の更新・設置
	鳥獣害対策施設	鳥獣害対策施設	補修	鳥獣害防護柵の補修	柵の破損、老朽箇所の補修

③ 対象施設・対象活動に関する指針（別紙3）

京都府の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

(2) その他必要な事項

なし

(3) 【新設】

					う)
			更新等	取水施設の更新	井堰等の施設全体の改修
		農道	補修	橋梁の補修	床版、高欄、舗装箇所等の補修
		ため池	補修	浚渫	貯水量確保のための浚渫
農地に係る施設	農地	農地	更新等	畦畔除去	田の畦畔の除去
			更新等	客土	田の基盤への客土
	排水施設	排水施設	補修	暗渠・明渠排水の補修	対象施設の破損・老朽箇所の補修
			更新等	暗渠・明渠排水の設置	対象施設の更新・設置
	給排水施設	給排水施設	補修	給排水施設の補修	対象施設の破損・老朽箇所の補修
			更新等	給排水施設の設置	対象施設の更新・設置
	鳥獣害対策施設	鳥獣害対策施設	補修	鳥獣害防護柵の補修	柵の破損、老朽箇所の補修

④ 対象施設・対象活動に関する指針（別紙3）

京都府の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

(2) その他必要な事項

今後、農業農村整備事業（新規整備、再整備等含む）の実施が見込まれる施設等は、財産処分制限年数を超えるまでは返還対象となるため、原則、対象外とする。

(3) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の交付単価

① 基本的な考え方

多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第6の2の(2)の単価以内とし、本方針5の広域協定の規模に示す要件を満たしていない活動組織で、かつ直営施工を実施しない場合には、当該単価に5/6を乗じた単価とし、老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を行う組織を支援する。

また、本方針5の広域協定の規模に示す要件を満たしていない活動組織の交付額は、上記単価に対象農用地面積を乗じて得た金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

<u>適用</u>	<u>地目</u>	<u>施設の長寿命化のための活動の10アール当たりの交付単価</u>	<u>左記のうち国の助成</u>
<u>基本単価（上限単価）</u>	<u>田</u>	- <u>4,400円</u>	<u>2,200円</u>
	<u>畑</u>	- <u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>草地</u>	- <u>400円</u>	<u>200円</u>
<u>基本単価（上限単価）</u> <u>（本方針5の広域協定の規模に示す要件を満たしていない活動組織でかつ直営施工を実施しない活動組織）</u>	<u>田</u>	- <u>3,666円</u>	<u>1,833円</u>
	<u>畑</u>	- <u>1,666円</u>	<u>833円</u>
	<u>草地</u>	- <u>333円</u>	<u>166円</u>

*表中の単価は上限単価であり、予算の範囲内で単価は市町村の判断によ

(4) **【新設】**

5 <省略>

6 <省略>

7 <省略>

【参考添付資料】 <省略>

(別紙1) <省略>

(別紙2) <省略>

(別紙3) <省略>

り定めることができる。単価が上限額未満の場合は、国の助成単価は当該単価の1/2以下、京都府の助成単価は1/4以下とする。また、単価が上限額未満の場合、上限額の範囲まで市町村が単独費用を追加することができる。

(4) 交付金の算定の対象とする農用地

多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第3の2の規定に基づき多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地は以下のとおりとする。

① 生産緑地法に基づく生産緑地

② 府及び各市町村との契約、条例、法律等に基づき保全が図られている農用地又は保全を図る必要のある農用地

③ 農振農用地と一体的な農振白地及び市街化区域内の農用地であって、多面的機能発揮の観点から、一体的な取組が必要と認められる農地

5 <省略>

6 <省略>

7 <省略>

【参考添付資料】 <省略>

(別紙1) <省略>

(別紙2) <省略>

(別紙3) <省略>